

まん延防止等重点措置期間（5月5日まで）における緊急のお願い

資料2-1

府民の皆さま

- 大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること
- 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること

大学等

- 授業は、原則オンラインとし、
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ※【4月15日から要請】
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ※【4月15日から要請】

小学校、中学校、高等学校、支援学校

- 平常授業を継続。感染拡大に不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行うこと
- 部活動は原則休止（学校が必要と判断する場合は活動時間を短縮して実施可）

経済界

- 「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

- ◆ 政府分科会の指標のうち、陽性率以外がステージⅣの基準を超過するとともに、引き続き、7日間累計新規陽性者数は増加
- ◆ 重症病床使用率が95.1%（4月13日時点）に達するなど、医療提供体制が極めてひっ迫
⇒ 4月14日に、レッドステージ2に移行

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- **大阪府域全域における不要不急の外出・移動※1は自粛すること** ※【4月8日から要請】(特措法第24条第9項)
- **大阪府外への不要不急の外出・移動※1は自粛すること** (特措法第24条第9項)
※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと
(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)
- 歓送迎会は控えること (特措法第24条第9項)
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること (特措法第31条の6第2項)
- 4人以下※2でのマスク会食※3の徹底 (特措法第31条の6第2項)

※2 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない